

名古屋市環境審議会傍聴要領

（趣旨）

第 1 この要領は、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 12 年 8 月 8 日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市環境審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続、傍聴する者が遵守すべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 審議会の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「条例」という。）及び名古屋市情報公開条例施行細則（平成 12 年名古屋市規則第 124 号）に定めるもののほか、事務取扱要綱に定める手続に基づいて行うものとする。

（会議の非公開の決定）

第 3 審議会の会長は、条例第 36 条の趣旨を踏まえて、個々の議題について非公開とすることができる。

2 審議会の会長は、会議を非公開とした場合には、これを審議会に報告しなければならない。

（傍聴者の定員及びその決定方法）

第 4 傍聴者の定員及びその決定方法は、審議会の会長が定める。

（傍聴の手続）

第 5 審議会の会議を傍聴しようとする者は、事務取扱要綱第 3 条の規程に基づき公表した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により、傍聴の申出をするものとする。

（会議資料の提供）

第 6 傍聴者に対しては、会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を配布しなければならない。ただし、会議資料のうち、配布することが適当でないと認められるものについては、会議場に備え置き、その閲覧に供するものとする。

（会議場に入ることができない者）

第 7 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

（傍聴者の守るべき事項）

第 8 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他これに類する行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベル等の音を発生させないようにすること
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第 9 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴者への指示)

第 10 傍聴者は、傍聴にあたっては、審議会の会長の指示に従うものとする。

(違反に対する措置)

第 11 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、審議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

(周知)

第 12 審議会の会長は、傍聴しようとする者及び傍聴者に対し、傍聴に係る事項について周知を図らなければならない。

(会議録)

第 13 会議録の確認は、審議会の会長が行う。

(準用)

第 14 この要領は、名古屋市環境審議会規則第 4 条に基づく部会の会議について準用する。

(委任)

第 15 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 3 月 29 日から施行する。

名古屋市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 36 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- （1） 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- （2） 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

名古屋市情報公開条例施行細則（抜粋）

第 3 章 会議の公開

（附属機関に類する機関）

第 15 条 条例第 36 条に規定する附属機関に類するものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるものとする。

- （1） 実施機関が市が設立した地方独立行政法人以外の場合 市の施策又は事業の企画・立案又は方針決定に際し、専門的知識の導入、利害の調整、民意の反映等を目的として、条例、規則、要綱その他の規程に基づき市が設置する協議会、懇談会等の機関（合議制機関に限り、実施機関の常勤の職員のみで構成されるものを除く。）
- （2） 実施機関が市が設立した地方独立行政法人の場合 前号に準じて当該実施機関が定める機関

（会議開催の事前公表）

第 16 条 附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、あらかじめ、会議を開催する日時、場所等を公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（会議の傍聴等）

第 17 条 附属機関等は、法令又は他の条例の規定により会議を公開することができないとされている場合及び条例第 36 条ただし書の規定により非公開を決定した場合を除き、その会議を傍聴させるものとする。

- 2 附属機関等は、その会議を公開するに当たっては、傍聴に係る手続及び傍聴する者が遵守すべき事項を定めるものとする。
- 3 附属機関等は、条例第 36 条ただし書の規定により会議の非公開を決定したときは、前条に規定する会議の開催の事前公表においてその理由を明らかにしなければならない。

（会議録等の作成及び公表等）

第 18 条 附属機関等は、会議の終了後、速やかに、会議録及び会議の概要を作成しなければならない。

- 2 附属機関等は、会議の概要を公表しなければならない。
- 3 附属機関等は、公開した会議に係る会議録又はその写し（非公開情報に係る部分を除く。）を閲覧に供するよう努めるものとする。

（会議の公開に関し必要な事項の委任）

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、市長（市が設立した地方独立行政法人にあっては、当該地方独立行政法人）が別に定める。